

「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画に係る作業部会」による
コンサルテーション会合(議事要旨)

2019年6月6日(木)14時00分～16時00分
於外務省北国際大会議室760号室

我が国の行動計画策定過程において、行動計画に盛り込む優先分野を特定していく上で、ビジネスと人権に関する行動計画に係る作業部会によるコンサルテーションを目的とした会合を開催した。

1. 政府によるビジネスと人権に関する行動計画に係る進捗状況に関する報告

(外務省)

- ・ 日本は2016年末にビジネスと人権に関する我が国の行動計画(以下、「行動計画」という。)の策定を決定し、これまで、ステークホルダーと関係府省庁の意見交換会を計10回開催し、ベースラインスタディ報告書を公表した。
- ・ 同報告書を踏まえ、パブリックコメントを実施した。37件の意見が寄せられた。
- ・ 行動計画の策定にあたり、今般、作業部会と諮問委員会を設置した。
- ・ 本年の前半に行動計画に盛り込む優先分野を特定し、後半には原案を作成し、原案に対し、パブリックコメントの実施を検討している。2020年の半ばの公表を目指して策定に取り組んでいる。

2. ビジネスと人権に関する専門家による報告

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ 行動計画の策定にあたり、政策の一貫性は重要と考えており、省庁が横断的に連携し、様々なステークホルダーと協議の場を持ちながら策定していく必要がある。
- ・ OECD 多国籍企業行動指針は、2011年の改訂で人権に関する章が新設。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下、「指導原則」という。)及びILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(以下、「多国籍企業宣言」という。)に言及。3つの規範は、いずれもデュー・ディリジェンスを重視。
- ・ OECDは、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を作成し、今般、日本語版を公表した。本ガイダンスを基に行動計画が策定されるわけではないが、企業がデュー・ディリジェンスを行う上で実用的なツールとして、行動計画の実践をサポートする位置付け。
- ・ 企業がサプライチェーンにおける負の影響をどのように特定し、対処するかという点は、金融機関や投資家、市民社会等あらゆるステークホルダーにとって重要。
- ・ 指導原則の第三の柱の、救済へのアクセスの観点から、OECD 多国籍企業行動指針の各国連絡窓口(NCP)は、行動計画の実践において、極めて重要である。

- ・ OECD は、アジアにおける責任あるサプライチェーン推進事業を展開しており、今後も日本政府との協力関係を継続していきたい。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラムオフィサー)

- ・ 行動計画公表国24か国中、18か国が行動計画で中核的労働基準に言及。中核的労働基準が「国際的に認められた人権」として重要視されていると捉えられる。
- ・ 行動計画で掲げられた労働の課題や取組は、各国の置かれた背景やステークホルダーの意見等によって異なるが、G20 諸国中(伊、独、米など)では、グローバルサプライチェーンにおける強制労働や児童労働、移民、非標準的雇用といった課題に対し、その性質や重要性に応じた具体的な取組を掲げている。
- ・ 中核労働条約の人権としての参照、国際労働条約の批准、ビジネスに対する国際労働基準の遵守の要請等、ILO の基準は様々な形で多くの国の行動計画で触れられている。ILO 多国籍企業宣言、ビジネスのためのヘルプデスク等の指針文書やツールについて言及している例もある。
- ・ 行動計画の具体化のために、計画実施面の取組参考例として、ベトナムとパキスタンを挙げる。両国で実施された ILO プロジェクトでは、多国籍企業ホスト国のデーセント・ワーク課題に対処するため、ホスト国に対する技術支援とともにホーム国での啓発・ツール提供や対話促進などの支援を行い、サプライチェーンを通じて日本企業を含む様々なアクターに利益が生じるように活動が企画された。このような国際機関を使った取組が行動計画に含まれると良い。
- ・ 行動計画の対象として、「働き方改革」の課題も非常に重要であり、現状行われている取組の再評価を含めて検討されると良い。

3. 国連ビジネスと人権に関する作業部会によるコメント

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 行動計画は、完璧である必要はないが、企業の取組への期待を示すべきである。幅広いステークホルダーが参加する包摂的な過程を経る一方で、現実に実践できる内容とすることが必要。また、行動計画の内容は、実践を通じた学びを取り入れて、随時改善していくことが求められる。
- ・ 指導原則の第一の柱は国家の義務であり、公共調達における国家自身の義務も含まれる。第二の柱の企業の責任を果たすにはデュー・ディリジェンスが重要。
- ・ OECD のガイダンスが提供するデュー・ディリジェンスの枠組みは、現実的かつ実践的であり、48の政府が支持。日本のように企業が海外展開を進めている場合、デュー・ディリジェンスや行動計画の範囲についての検討が難しい側面もある。
- ・ 行動計画は、各省庁が定める政策に一貫性を持たせる大きな方針となる。
- ・ 近年、機関投資家は、負の影響を軽減している企業こそが、将来的なリスクに備

えて対策をしている企業であると捉える傾向にある。国レベルでも企業レベルでも、正しいことに前向きに取り組むことが競争力の向上に繋がると考えている。

4. 質疑応答(事前に参加者から寄せられた質問に各氏から回答)

(問) 行動計画の対象に、「気候変動」や「働き方改革」の人権課題は含まれるか。

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 「気候変動」は行動計画の対象に含むべき。行動計画では、人々の生活に大きな影響を与える分野を取り上げるべきであり、気候変動は喫緊の課題といえる。
- ・ 「労働(働き方改革)」に関しても含むべき。健康や安全等、予防措置が重要。

(問) 日本では行動計画作成の範囲を、国境を越えるものに限定しようという案だが(発言ママ)、各国ではどのような範囲で作成しているか。【注: 政府としては、行動計画作成に当たって、その範囲を国境を越えるものに限定するとの立場ではなく、誤解があるかもしれない旨外務省より補足した上で、質問が紹介された。】

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 日本のように企業のサプライチェーンが世界各国にまたがっている場合、行動計画でも国境を越えた影響に言及する必要がある。同時に、国内政策についても検討しなければならず、国内外のバランスを考える必要がある。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ ほぼ全ての国の行動計画はサプライチェーン全体をカバー。米国は国外の企業活動のみを対象とし、国内について言及していないため批判を受けている。
- ・ 企業が国内で正しいビジネスを行うことは、国外でもそれを展開する基礎となる。

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 国境を越えたデュー・ディリジェンスの実施は、多くの企業の課題。
- ・ 救済へのアクセスに関しては、NCP が重要な役割を果たす。負の影響について、常にモニタリングされているという意識があることで違反の防止に繋がるだろう。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ これまでに行動計画を策定した全ての国は、行動計画にNCPについて言及。
- ・ ビジネス関連事項の所掌省庁との連携を図る意味でも、NCP の設置は重要。
- ・ 多くの国にて、NCP は国外の問題の救済へのアクセスの唯一のプラットフォーム。
- ・ NCP は、設置されてもリソースが不十分な場合がある為、政府がNCP の重要性を認識し、支援・周知していくことが重要。

(外務省・経済協力開発機構)

- ・ NCP は、人権だけではなく環境・労働等にも関わる「責任ある企業行動」の基準である OECD 多国籍企業行動指針を普及し、行動指針の実施に関連する問題が提起された際には対応している。提起した側と企業の対話を促すという緩やかな仕組みであるが、ビジネスにおける人権の尊重に貢献していく。

(問)国際的にみて特に日本政府・企業が取り組むべき人権課題は何か。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラムオフィサー)

- ・ 他国では、強制労働や児童労働が取り上げられており、日本企業のサプライチェーンでそのような問題がある場合は行動計画でも触れる必要がある。
- ・ 国際的なメディア等で取り上げられている問題は、国際社会の関心が高い。
- ・ 既存の国内法・施策の枠組みで実施している現行の取組についても、行動計画に改めて言及することにより、これらと他の取組との関係や担当省庁が明確化され、ひいては政策の一貫性確保に資すると考えられる。

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 効果的に予防を実施するためには、どのようなリスクがバリューチェーン上に存在するか把握することが大切。また、日本国内でより高い基準があるならば、国外でも同様のレベルの取組を進めるべき。

(問)行動計画策定過程において、透明性の確保とは具体的にどのように行われるか。他国の事例も含めて教えて頂きたい。

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 策定過程の透明性は行動計画の正当性を担保する上で重要。政府、市民社会、経済界等が連携して取り組むことで、各アクターの実施意欲も高まり、実務的な行動計画となる。ステークホルダーの期待全てを満たすことは難しく、全体のステークホルダーのバランスを調整し、多くの期待を整理することも必要。
- ・ 時間をかけて改善していく前提で、初版の行動計画で取り上げる課題と、改定時に取り上げる課題を分けることを推奨。

(問)各国の行動計画で、中小企業はどのように位置づけられているのか。また、中小企業が人権デュー・ディリジェンスを実施するにはどのようにしたらよいか。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ 企業はインパクトについて考慮する必要があるが、大企業だけがインパクトをもたらすわけではない。中小企業の定義は国によって異なるが、例えば500名の従業員がいる企業で低賃金・女性差別等の問題が発生すれば、大問題である。

- ・ 私の息子は中高生向けのツールを用いて自分が環境にもたらしている影響を測定・評価している。中高生に出来て中小企業に評価できないことはないだろう。評価にはツールが必要であるが、OECDも含めツールを提供している団体はある。

(ダンテ・ペッシェ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 国連ビジネスと人権作業部会が作成した中小企業に関する報告書によると、多くの中小企業は、一度社内の理解が進むと、大企業と比べて対応が速い。
- ・ 政府は、公共調達を通じて中小企業にインセンティブを与え、取組を促せる。
- ・ EUが作成した中小企業と人権に関するハンドブックは、取組に着手したばかりの企業にとって有益。
- ・ 多国籍企業に比べ、課題や施策が明確でないため、多くの行動計画が中小企業については言及できていない。日本は中小企業が非常に多い産業構造になっているため、既に多くの施策が実施されており、世界の模範になり得る。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ 大企業が中小企業との契約事項に人権項目を組み込む場合、単にサプライヤーに義務を課すだけではなく、ツールの提供や投資を行う必要があると考える。
- ・ ファッション業界では、サプライヤーに対し、短納期の発注や急な発注計画の変更等を行っている事例がある。大企業が一緒になって取り組むことが必要。

(ダンテ・ペッシェ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ サプライチェーンに係るポリシーの変更には、調達担当者が関わる必要がある。調達において、負の影響をもたらすインセンティブを排除していく必要がある。

(問)OECD のガイダンスは公共調達にも活用できるか。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ 政府調達にデュー・ディリジェンスを組み込むことは困難ではないが、今の調達方針との矛盾を解決する必要がある。多くの場合、政府調達は低コスト、国産に限定されており、更に制約を課すことに懸念が示される向きもある。

(ダンテ・ペッシェ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 政府調達では効率性が優先されがちであるのは事実だが、財務省が関与し、行動計画で政策の一貫性を担保すれば、各省庁が足並みをそろえた形で人権に配慮した政府調達を行うことも可能ではないか。

(問)人権デュー・ディリジェンスを推進する上で、法規制によるアプローチと企業の自

主的取組に任せるアプローチのそれぞれのメリット、デメリットをどう考えるか。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ OECD としてはどちらが良いということはない。OECD のガイダンスは法的拘束力を持たず、企業に対しての勧告という形をとっている。
- ・ フランスでは法規制を導入しているが、必ずしも他国でうまくいくとは限らない。
- ・ 義務ではない場合、広報や CSR で取り上げられるに留まるが、法律で義務付けられた場合は、企業の最重要議題となり、義務化によって認識が高まるといえる。
- ・ 現代奴隷法等のように報告を義務付けるだけでもインパクトはある。

(田中竜介 国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラムオフィサー)

- ・ 人権デュー・ディリジェンスは非常に重要であるが、その厳格な要求は中小企業や途上国のサプライチェーンに過度な負担を及ぼす可能性もあるため、義務化する場合にはその度合いについて十分議論すべき。強制でなくとも、自らの努力と対話で解決策を見つけていく日本企業もあり、そうした努力にも目を向けつつアプローチを議論する必要がある。

(問)企業が人権課題に取り組むには、国民、消費者、ユーザーの認知度が高まらないといけないのではないかという意見があったが、これについてどう考えるか。

(クリスティーナ・テバー・レス OECD 責任ある企業行動ユニット長)

- ・ 消費者の企業の取組に対する認知はメディアの影響が大きいですが、企業の情報開示も重要。「企業の人権ベンチマーク(CHRB)」の格付けのような取組が企業努力を促す。但し、消費者が企業に与える影響は限定的であるということが研究で明らかになっており、投資家やSNSの方が大きな影響力があるとされている。

(問)行動計画策定におけるベースライン評価・ギャップ分析に関する各国の実務・日本への示唆を教えてください。

(ダンテ・ペッシュ 国連ビジネスと人権作業部会委員)

- ・ 行動計画は客観的なデータに基づいて作られることが望ましいが、必須要件ではない。政府としての期待を明確にすることが重要。
- ・ 十分でない現状把握を元に行動計画を策定したが、行動計画で、より詳細な現状把握調査を行うことをコミットしている例もある。ギャップ分析等が不十分であることを理由に、行動計画の策定や実施を遅らせるべきではない。
- ・ モニタリングに関しては、実施とつなげる必要がある。全ての関連する省庁が平等に責任を持って議論していくこと、様々なステークホルダーがモニタリングに関与し、実施状況について意見を述べる場があることが大切。
- ・ 説明責任を果たすことも大切。これについては、ドイツのアプローチが素晴らしく、

行動計画の中でモニタリング評価を実施する過程について詳細を言及している。

政府に対する事前質問は、冒頭の、政府によるビジネスと人権に関する行動計画に係る進捗状況に関する報告で回答したものがほとんどだったが、法制度が整っていない現地政府への制度支援やキャパシティビルディングに関する質問について、法制度・経済制度整備支援の一環として、現地政府の法・司法制度改革等を含めた支援を行ってきている旨、外務省より説明があった。

(了)

「ビジネスと人権に関する我が国の行動計画に係る作業部会」による
 コンサルテーション会合
 出席者一覧

ステークホルダー	
国際労働機関(ILO)駐日事務所	
(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン	
第一生命保険(株)	
中小企業家同友会全国協議会事務局	
(一社)日本経済団体連合会	
日本弁護士連合会	
ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム	
オブザーバー	
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	

※五十音順。

参加府省庁	
省庁名	課・室
警察庁	長官官房企画課
金融庁	総合政策局総務課
消費者庁	消費者政策課国際室
総務省	大臣官房総務課
法務省	大臣官房国際課
外務省	総合外交政策局人権人道課
外務省	経済局経済協力開発機構室
外務省	国際協力局事業管理室
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室
文部科学省	大臣官房国際課国際戦略室
スポーツ庁	国際課
厚生労働省	大臣官房国際課
農林水産省	国際部国際機構グループ
経済産業省	通商政策局国際経済課
国土交通省	総合政策局国際政策課インフラシステム海外展開戦略室
防衛装備庁	調達管理部調達企画課

登壇者	
氏名	所属・役職
クリスティーナ・テバー・レス	経済協力開発機構(OECD)責任ある企業行動(RBC)ユニット長
田中 竜介	国際労働機関(ILO)駐日事務所プログラムオフィサー
ダンテ・ペッシュ	国連ビジネスと人権作業部会委員

※登壇順

※※上記の他、企業、国際機関その他団体が出席(全体で71名)。